

「令和7年度 市民トーク」開催結果（坂部地区）

以下のとおり結果を報告します。

1 日時等

- (1) 日 時 7月8日（火） 午後7時00分～午後8時30分
- (2) 会 場 坂部区民センター
- (3) 内 容 市長からの市政報告・地区からの質問
- (4) 参加人数 39人

2 市長からの市政報告

当日の配布資料を添付

3 地区からの質問

別紙のとおり ※事前質問は回答書を配布・当日の会場での質問あり

4 当日の様子



令和7年度 市民トーク（坂部地区）質問・要望一覧

日時：令和7年7月8日（火）

19時～20時30分

場所：坂部区民センター

番号	事 項 名	担当部課
1	道の駅「そらっと牧之原」周辺道路渋滞について	お茶特産課
2	空き家利活用について	都市住宅課
3	耕作放棄地と農道の管理について	農林水産課 建設課

令和 7 年度 市民トーク

坂部地区（7/8 開催）

質問事項・説明を希望する市政内容

件 名	1 道の駅「そらっと牧之原」周辺道路渋滞について
内 容	いよいよ道の駅「そらっと牧之原」が 7 月 18 日（金）グランドオープンを迎えます。地元坂部区としましても地域の賑わいの場、まちづくりの中核になる施設として位置付けオープンを心待ちにしております。 しかし、周辺道路の渋滞が予想されることが懸念事項として挙がっています。地域住民へはもちろん、坂部区には工業団地もあり多くの事業所があるため、道の駅開駅に伴う渋滞により業務運営に影響がでないよう事前に情報展開をしていただくよう要望いたします。（市から？TTC から？） 開駅直後の日曜日（7 月 20 日）が参議院議員選挙日と決定したことも心配しています。 【担当：お茶特産課】
回 答	ご質問の道の駅「そらっと牧之原」の開駅後、周辺道路の混雑についてですが、市と指定管理者においても、混雑については予測しており、現在、市及び指定管理者において、混雑を予想している開駅から 3 ヶ月間程度を目途に、公共用地、民有地も含め臨時駐車場の確保を進めております。坂部地区を始め周辺にお住まいの方々にはご不便をお掛けすることもあるかと思いますが、新たな賑わい創出の拠点でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 次に、道の駅周辺を通勤等でご利用いただいている事業所等への混雑の影響についてですが、道の駅の営業時間は午前 9 時から営業開始の予定となっております。営業時間前に待機する利用者の方々がお見えになる場合は、交通整理員等を配置するなど、安全対策を講じながら、混雑を最小限に留めるよう配慮を行うとともに、開業前に開設される道の駅の専用ホームページや市のホー

	ムページ、SNS 等を活用し情報発信に努めてまいります。 開駅直後の日曜日（7月20日）が、参議院議員選挙の投票日となったことへの影響につきましては、臨時に確保いたしました周辺駐車場を来場者に案内するなど、区民の皆様にご迷惑をお掛けしない対応を指定管理者と共に行ってまいります。 坂部地区に対して、企業からのお問合せがあった場合に関しては、無理に回答せず、市へご連絡を頂くか、直接道の駅へお問合せ頂くようご案内をお願いいたします。
--	--

令和7年度 市民トーク 坂部地区（7/8 開催） 質問事項・説明を希望する市政内容

件 名	2 空き家利活用について
内 容	市内各地区共通の問題と思いますが、坂部区内においても空き家が増えており、無管理になっている土地家屋もあり、火災や防犯上の心配の声が寄せられています。 しかし、それと同時期より坂部区には空き家情報の問い合わせが数件あり現に区内数か所の空き家に入居・転入者がありました。 今後、牧之原市として「市内空き家・空き地バンク」の取り組みの充実を図り転入者促進等を進める計画はありますか？ 【担当：都市住宅課】
回 答	坂部区を含む市内各地区において空き家や空き地の増加は、地域の安全や防犯、火災予防の観点からも課題となっており、これらの土地や建物が無管理状態になると、防犯上や火災リスクだけでなく、景観や地域コミュニティにも悪影響を及ぼす可能性があります。 市では「空き家・空き地バンク」や「空き家活用リフォーム補助金」の取り組みにより空き家や空き地の流通促進と利活用を図っております。令和6年度の実績としましては、「空き家・空き地バンク」の成約件数は15件、「空き家活用リフォーム補助金」は5件の補助をしております。また、今年度から県外の方の固定資産税納税通知書に「空き家・空き地バンク」の登録案内等の通知を同封し、バンクへの登録推進をしております。さらに空き家の所有者に対して「空き家ワンストップ相談会」の開催し、専門家による空き家の無料相談を行っており、今後も空き家の利用促進に向けて取り組んでまいります。 また、転入者の増加を進める具体的な取組として、現在、「移住体験ツアー」の開催や、「空き家・空き地バンク」を利用した市外から

	の移住者を対象に「牧之原市空き家活用リフォーム等補助金」により移住定住を支援しており、今後も転入者の増加につながる取組を行ってまいります。
--	--

令和 7 年度 市民トーク 坂部地区（7/8 開催） 質問事項・説明を希望する市政内容

件 名	3 耕作放棄地と農道の管理について
内 容	昨年度の市民トークの質問番号 2「耕作放棄地について」お伺いいたします。耕作放棄地自体についてと農道の管理についてです。「農地は個人の財産であることから、土地所有者に適切な管理をお願いしております。」とありますが、公（市）はどのような関与をしていますか。 次に農道の管理についてですが、「民法 233 条に基づき」とありますが認定道路（市道）の管理は道路法第 42 条により、道路に支障のある事柄はすべて道路管理者の責任において行われるのではないかと。道路法 42 条の解説をお願いします。 最後に、昨年 of 市民トークの質問 2 を聞いた後、市としてどのような方策、対応を取られたか具体的に教えてください。 【担当：農林水産課・建設課】
回 答	耕作放棄地については、申し出があった繁茂現場を確認させていただき、文書等により所有者に草刈り等による当該土地の管理を依頼しております。所有者自身で対応できない場合は、シルバー人材センターなどの委託先を紹介しております。 道路法 42 条については、市道について「道路管理者は常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」と規定されておりますが、市が管理する道路は、市内全体で約 75.5 km と長いことから、そのすべてについて管理を行き届かせることは困難であるため、道路愛護運動や多面的機能支払交付金を活用した除草等による地域の協力をいただいている状況にあります。

	地域の作業において、対応が困難な現場については、具体的な場所や内容等を確認させていただいたうえで、市で対応しております。
--	---

「市民トーク（坂部地区）」の当日参加者による質問

※会場での質疑応答を要約してあります。

追加質問 1 坂部小学校の跡地の活用について

一つ目は、坂部小学校の跡地活用の状況についてで、昨年の市民トークでは細江区・菅山区・萩間区で同様の質問が出され、市の回答も確認している。そのうえで、1年経過した現在、坂部小跡地がどのような状況になっているのかを知りたい。

約2年前に区民センターで意見交換会が2回開催されたが、その後の進捗が把握できていないため説明を求める。当時の市の説明では、学校跡地は「市民サービス向上に資するよう民間事業者による利活用を基本とし、市として必要なものは保有、保有しないものは売却を前提に検討する」との方針が示されていたと思う。その方針を踏まえ、この2年間での検討・手続きの進捗状況がどう進んでいるかについて、丁寧に分かりやすい形での説明を求める。

【回答者（市長）】

先ほどパワーポイントで説明した内容について、時間の都合で駆け足になったため補足する。基本的な考え方としては、民間の活力を生かした利活用を基本に検討を進めていくというものであり、民間事業者の力を取り入れることでより魅力的な事業展開を実現しようとしている。今年度は担当職員が民間事業者を訪問し、サンプリング的に意見を聴取するとともに、地域住民からの意見も合わせて収集してきた。その中で、利活用の方向性としては、安心して誰もが集える憩いの場や周辺施設との調和を重視した空間の整備、子育て・教育・学習の場としての利用、異文化理解やコミュニケーションを通じてグローバルに活躍できる人材を育てる拠点とする可能性が挙げられている。また、産業面では市内企業の発展や新たな産業を掘り起こす拠点、さらに農業を志す人材が栽培技術や経営を学ぶ場としての利用も検討されている。加えて、関係人口を創出する観点から賑わいや交流の場、研修や合宿など旧片浜小学校のような活用事例を参考にした利用形態も想定しており、こうした多様な活用イメージを踏まえて跡地を「住む力を高める場」とする方向で検討を進めている。

学校跡地活用プランについては、令和6年度はこれまでの取組として民間事業者を訪問し意向を把握するとともに、利活用の前提条件を検討してきた。今年度から令和10年度にかけては、民間事業者による利活用の可能性を把握し、地域住民との意向の

すり合わせを進め、その中で活用の方向性案を作成していく計画である。さらに民間活用となる場合はサウンディング調査を実施し、令和 10 年度には公募条件の整備を行う。令和 12 年度までには事業者公募、優先交渉権者との協議、地元調整、財産処分手続き、議会議決を経て、優先交渉権者との基本協定締結・契約へと進む流れである。なお、官による活用の場合はその内容を踏まえた報告となる。いずれにしても用途廃止の手続きや利活用に伴う改修は令和 12 年度以降に実施する予定である。

【質問者】

民間事業者との意向把握の結果を知りたい。

【回答者（大石政策監）】

昨年、地元の意見交換会で坂部など各地区における新規就農者の滞在・研修の場や、道の駅と連携した食や交流の場などの意見が寄せられた。これを踏まえ、8 地区で約 30 社の企業を訪問し意見交換を実施。意向に沿う企業にはアンケート調査を行い、具体的な検討に進む事業所もあった。今年度も引き続き既存・新規事業者と意見交換を行い、来年度には方向性案を作成し地域住民と意見交換を行う予定である。

【質問者】

昨年度、30 社と意見交換を行ったが、利活用の意向がない企業は 14 社あり、残り 16 社にアンケートを実施したところ 3 社は未回答で、結果として 13 社から回答があった。そのうち 1 社は学校跡地の活用の魅力を感じないとの回答で、実質 12 社が検討対象となった。この 12 社のうち、具体的に活用を検討する企業は 3 社、残り 9 社は可能性がある程度との回答であった。30 社中、具体的に検討する意向があるのはごく少数であり、活用は容易ではない状況である。国の資料によれば、廃校の 7 割は活用されるが、3 割は放置されている。今後は時間をかけて幅広く意見を聴き、活用の可能性を検討していったほしい。

追加質問 2 学校再編に係る建設費等について

建設費は 206 億円と報告されているが、道の駅 15 億円やガスワンアリーナ 28 億円と比べると非常に高額である。近年は人件費やエネルギー、建設資材の価格が急激に上昇しており、公共投資や民間設備投資の見直しや先送りが増えている状況である。こうした背景から、当初の 206 億円という金額も実施設計の進行に伴い増加し、場合によっては 250 億円から 300 億円に達する可能性がある。

さらに、スクールバスについては 25 台が必要とされ、国や他の補助金が活用されるとしても、相当な費用がかかることが見込まれる。また、乗務員は人手不足のため確保が懸念され、交通渋滞も問題となる可能性がある。加えて、建設予定地である榛原の一部地域では水害のリスクが指摘されており、その対策工事費用が 206 億円に含まれているか不明である。こうした点から、総事業費がどこまで正確に見積もられているか、現段階では十分に把握できていない。

【回答者（市長）】

事業費については、物価高騰など社会的要因により工事費が高騰しており、今後も増加が予想される。そのため、設計時の積算精度を高め、健全な財政運営を継続できるよう、さらなる財源確保に取り組む考えである。

義務学校の建設費は、令和 6 年 1 月に策定した基本構想・基本計画に基づき、校舎、体育館、武道場、放課後児童クラブ、グラウンドや駐車場などの外構工事、解体工事、埋蔵文化財調査および道路工事を含め、2 校で 206 億円を見込んでいた。物価高騰により事業費が上昇することも見込まれるが、際限なく建築費が増えることは想定していない。設計にあたっては、児童生徒数の減少を見越した教室数の調整や木材使用箇所の見直しなど、コストをかける部分と抑える部分を明確にしてメリハリのある建築とし、教育活動や居住性の質を損なわずにコストダウンを図る方針である。

市の負担については、全額を市が負担するわけではなく、206 億円のうち補助金が 35%（約 72 億円）、残りの 55%は起債で賄う予定である。この起債のうち 50～60%は交付税で返還されるため、実質的な市の将来負担は起債の 40～50%で、概ね 50 億～60 億円となる見込みである。

【質問者】

説明により、事業費や市の負担の状況については安心できた。一方で、市の将来負担については示された額であるが、実際にはかなりの負担となるのではないか。

【回答者（市長）】

仮に 113 億円の 5 割とすると 50 億円。

【質問者】

結構な量。50 億円を 30 年かけて返していくということか。

【回答者（市長）】

市の将来負担について、仮に年間 2 億円を 30 年間返済した場合、利息を含めても、市の年間予算 200 億円（今年度は 240 億円）の約 1%であり、一般家庭の住宅ローン返済に例えれば十分対応可能な額である。また、財政計画は 8 月までに示す予定。

【質問者】

市民税への影響を抑えるよう配慮してほしい。また、坂部区の住民に知ってもらうために、市民意識調査の結果を示す。調査によると、公共施設の最適化や学校再編事業について、令和 7 年以降の認知率は約 65%でここ数年横ばいであるが、市民の 3～4 割は事業自体を知らない状況である。これについて、説明不足や市民の関心の低さが原因ではないか。

【回答者（市長）】

学校再編事業の認知率が約 60～65%と低いことを受け、市では広報誌やホームページ、瓦版の配布などで情報周知を図っている。今後もさらに周知が高まるよう取り組んでいく。

追加質問 3 学校再編に係る建設費等について

義務教育学校の建設に反対の立場で、以前から「ハスヌマ通信」を配布して情報発信している。今回初めて詳しい費用資料を確認し、3 年前に教育委員会が市の教職員を対象に行ったアンケートで「義務教育学校を作るのに十分な費用があるか」との質問に対し、教育委員会は「市の財務課と相談しながら進めており、2 校は 12 校より費用がかからない」と回答しているが、2 校の義務教育学校は 206 億円かかるのに対し、12 校の長寿命化改修であれば約 100 億円で可能であり、2 校の方が安いという説明は成り立たない。また、実質的な市の負担は補助金や市債の地方交付税による肩代わり制度がある。

市の実質負担について、市長の説明と文科省資料に基づく数字が異なる。文科省の資料によれば、義務教育学校の場合は市の実質負担が約 20%で、長寿命化改修の場合は 13.3～26.7%となる。これを金額に換算すると、義務教育学校 2 校は約 40 億円、長寿命化改修 12 校は約 13.3～26.7 億円となり、2 校の方が安いとは言えない。また、教育委員会が審議会に提出した資料（2020 年 12 月議会の教育総務課文書）では、2 校の校舎のみの費用は約 100 億円とされており、全体費用の比較からも 2 校の方が安いという説明は成立しない。

12 校の改築は新築と同等で 222 億円、長寿命化改修は 148 億円であり、2 校の義務

教育学校（100 億円）より安いとする資料がある。しかし、この資料は条件として「現在の校舎面積で改築・改修した場合」と記載されており、現在の校舎は 40～50 年前の児童数の多い時代の面積で作られているが、現状は児童数が半分以上に減っているため、現実的ではない。こうした非現実的な前提の資料を教育委員会が市議会に提出しており、「2 校の方が 12 校より安い」とする理由を説明してほしい。また、提示した数字の正確性について確認したい。

【回答者（市長）】

今、12 校という話があったが、10 校案の場合で試算している。校舎建築費用は平米当たり 40 万円、設計費は建物費の 10% で計算。2 校は 2 万 2860 平米で 100 億円、10 校を建て替える場合は 4 万 5264 平米で約 196 億円となる。現状の面積で建て替えることはないため、特別教室や支援教室を考慮すると 8 割の面積で試算し、10 校で 171 億円が必要との計算であった。

長寿命化改修の場合は建て替えの約 3 分の 2 の費用と見積もり、133 億円とした。補助金については、今回の学校再編では交付金ではなく負担金の形式で、対象となる義務教育学校の必要整備面積の全てが補助対象となる。

補助金については、今回の学校再編では交付金ではなく負担金の形式を用いるため、必要経費の全額を対象に満額で国が負担する事業を活用することができる。義務教育学校の場合、必要整備面積の全てが補助対象となるほか、津波浸水想定区域外に新築する場合など、他の補助金も活用可能である。ただし、10 校建て替えの場合の交付金は、国の予算枠や全国の申請状況により、満額が必ずしも得られるわけではなく、また既存建物にコンクリートの耐力度がある場合は対象外となる。一方、長寿命化改修でも交付金が見られるが、全国の申請状況や建物の耐力によって満額が見られない場合がある。

長寿命化改修は最大 80 年間使用可能であるが、対象は建設 50 年以下の校舎に限られるため、多くの校舎は対象外となる。対象となるのは、相良小学校の A 棟・C 棟、菅山小学校、地頭方小学校の教室、川崎小学校 C 棟、細江小学校特別教室棟の一部のみである。

起債の充当率について、2 校新築の場合は教育債 9 割、地方交付税 6 割、一般財源 1 割、公共施設適正管理事業では充当率 9 割、地方交付税 5 割である。一方、10 校の長寿命化改修の場合、教育債は充当率 9 割、地方交付税 6 割、一般財源 1 割となるが、

市単独事業の場合は充当率 7.5 割、地方交付税はなく、一般財源 2.5 割となる。

2030 年度の児童生徒数推計に基づき文科省基準面積を算出すると、2 校の場合は校舎 1 万 9963 平米、体育館 4706 平米で合計 2 万 4669 平米、10 校改築の場合は 3 万 2094 平米となる。

体育館の面積は 9478 平米で、校舎と合わせた合計は 4 万 1572 平米となる。2 校新築案と 10 校改築案の面積差は 1 万 2131 平米で、全体の 62%減に相当する。体育館については約半分、校舎・体育館の延床面積全体では 10 校改築に比べて 26%減、2 校新築では現在より 56%減となる。

さらに、建て替えに伴うその他の必要経費として、耐力度調査 2 億円、アスベスト調査 4000 万円、解体設計 5000 万円、仮設校舎 32 億円、解体工事 26.8 億円、埋蔵文化財調査などが必要である。これらを踏まえ、2 校案が最も費用を抑えられるとして検討させてもらった。

【質問者】

この表はいつ作ったか。発表されているか。

【回答者（市長）】

今回の市民トークにおいてこのような質問が出ると思い、改めてもう少しわかりやすい資料ということで作った。

【質問者】

広報などでは発表されていないものか。

【回答者（市長）】

発表していない。

【質問者】

今後は発表するか。

【回答者（市長）】

発表する。

【質問者】

ぜひお願いしたい。

全然納得していないがここで言い争っても仕方ないので、以上とする。

追加質問 4 教員の多忙化、インクルーシブ教育、通学バスについて

本当は6つくらい質問したいが3つに絞る。

まず1つ目として、3年前の市民トークで、小中一貫校の新設計画には良いことばかりが強調され、問題点が指摘されていないと指摘したところ、教育長は「教員の多忙化」が唯一の課題であると答えていた。その後3年間が経過したが、この改善がなされたのか。

2つ目は、計画に示されている「インクルーシブ教育」について。インクルーシブ教育は、肢体不自由・視覚障害・聴覚障害などを持つ児童生徒であっても、希望があれば新しい学校に入学できるということだが、現状、日本の教育制度は特別支援学校への分離就学が主流であるため、この計画との整合性が分からない。果たして本当に身体障害を持つ児童も入学可能なのか、また特別支援学校との役割分担をどう考えているのか。

質問の3つ目は、通学に関わるバス利用の「2.5キロ」の基準について。この2.5キロが直線距離を指すのか、それとも実際の道路距離を指すのかが不明。特に坂部地区の児童は仁田坂を通らなければならず、徒歩での通学は極めて大変である。仮に「2.5キロ以内は徒歩通学」とされれば、坂部の子どもたちは必然的に徒歩を強いられることになる。一方で例外的に全員をバス通学とする場合、坂部だけで100人以上の児童が対象となり、50人乗りの大型バスであっても少なくとも2台は必要となる。バス通学の2.5キロというのは、どういうことなのか。

【回答者（教育長）】

1つ目の「教員が忙しくなるのではないか」という懸念については、現在すでに教員は非常に多忙であり、国・県・市を挙げて教員の働き方改革を進めている。具体的には、時間外勤務の削減や支援員の増員、教員配置の工夫などを通じて改善を図っている。したがって「新しい学校になるから忙しくなる」というよりは、現在直面している課題として引き続き取り組みを進める方針である。

2 つ目のインクルーシブ教育については、現行の学校でも課題であり、新しい学校に再編した場合でも同様に検討が必要である。究極的には、障害のある子どもが通常の子どもと共に学べる環境を整えることが目標であり、そのためには教室や施設面だけでなく、人的配置が不可欠である。県からの支援を要請しつつ、場合によっては市単独での対応も必要になる可能性があり、その時々状況に応じて取り組んでいく。

3 つ目の通学距離 2.5 キロの基準については、道のりで算定するがバスの台数や人数は年度によって変動するため、保護者等との相談を踏まえ柔軟に検討していく必要がある。自転車通学における通学区域の線引きでもしばしば問題となるように、一律の基準では解決できない課題があるため、バス利用についても健康状態や障害の有無など個別の事情に応じて対応していく。

【回答者（市長）】

通学距離 2.5 キロについては直線距離ではなく道のりで算定する。新しい学校ができた際には、小学生・中学生それぞれの通学路を具体的に設定した上での距離であり、直線距離ではない。

【回答者（教育長）】

通学距離については「徒歩は実測距離」と基本計画に明記されており、坂部地区の小学生（1～6 年生）は全員バス通学対象とする。ただし、バスの台数は児童数や車種など条件によって変動するため、現時点で具体的な台数は示せない。また、子供の状況に応じ柔軟に対応する。